

経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書

我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するため、政府は4月10日に「経済危機対策」を策定し、これに係る平成21年度補正予算案が5月29日に国会で可決された。

この対策の中では、地方のひっ迫した財政事情を考慮し、地方負担の軽減を図るため、地方における公共投資のための臨時交付金のほか、温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心と活力の実現のための事業を実施する臨時交付金も盛り込まれている。

よって、国会及び政府においては、平成21年度補正予算については、地方自治体の財源確保のため、下記の事項に十分配慮し、きめ細かな対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地域活性化・公共投資臨時交付金（1.4兆円）及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）、さらには、経済対策関連の地方自治体に配分される15の基金などの運用に当たっては、それぞれの地域の実情や創意工夫に応じて柔軟に対応することができるよう配慮すること。
- 2 消費生活相談の窓口機能強化を図るため、積み増しが予定されている地方消費者行政活性化基金については、人件費にも充当できるようにすること。
- 3 臨時的に平成21年度から3カ年の財源措置が行われている基金などについては、その後の地方負担のあり方について、十分な検討を行うこと。
- 4 平成21年度まで実施されている公債費負担軽減対策の継続や、地方税の還付加算金のあり方については、急激に悪化している地方税財源の状況を勘案して検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣

（提出者）全議員